秘密保持契約書

秘密保持契約書

●●●（以下「甲」という）と、　●●●（以下「乙」という）とは、甲・乙による業務について検討，協議，実行を行うにあたり、甲乙間で相互に開示する情報の取扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

第１条（目的）

本契約は、甲および乙において、業務に関する検討ないし実行するにあたり、自己の保有する情報を、相手方に対し提供または開示する際の条件を定めることを目的とする。

第２条（秘密情報）

１．本契約において秘密情報とは、甲および乙が本契約の有効期間中に相手方に提供または開示した情報であって、次の各号に定めるものをいう。

⑴　当事者の一方（以下「開示者」という）が、相手方（以下「被開示者」という）に対し、提供または開示した文書その他の媒体に表現された技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウまたは第三者に関するものを含む一切の情報のうち、適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により、秘密である旨明示された情報

⑵　開示者が、被開示者に対し、口頭、通信もしくは視覚的に開示した情報にあって、開示の際、開示者から秘密である旨を告げられ、開示後３０日以内に、開示者により当該秘密情報の内容が書面にされ、かつ当該書面において適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により、秘密である旨明示された情報

２．前項の規定に拘わらず、被開示者が次の各号に定めることを証明することのできる情報は、秘密情報から除外するものとする。

⑴　開示者から開示を受ける前に、被開示者が正当に保有していた情報

⑵　開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報

⑶　開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

⑷　被開示者が、正当な権限を有する第三者から秘密義務を負うことなく正当に入手した情報

⑸　被開示者が、開示された秘密情報によらず独自に開発した情報

第３条（秘密保持）

１．甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。

２．甲および乙は、その業務の一部または全部を第三者に委託し、または第三者と共同して業務の一部または全部を遂行する場合といえども、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、開示者から開示された秘密情報を当該第三者に対し開示または漏洩してはならない。

第４条（顧客情報に関する秘密保持）

１．被開示者は、本契約の履行にあたり、その手段・方法を問わず知り得た開示者の顧客の秘密および顧客に関する情報（住所、氏名、電話番号、等、当該顧客に関する一切の情報をいうものとし、以下単に「顧客情報」という）については、本契約中はもとより本契約終了後といえども、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならない。

２．被開示者は、開示者の顧客情報を知得する場合には、その責任者を定めて管理しなければならないものとし、必要に応じて、別途甲が定める顧客情報の保護に関する契約を甲との間において締結しなければならないものとする。

第５条（被開示者の責務）

１．甲および乙は、開示者から開示された秘密情報について、自己の役員または使用人のうち、当該秘密情報を業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、それ以外の役員または使用人に対して開示または漏洩してはならない。

２．甲および乙は、開示者から開示された秘密情報を知得した自己の役員または使用人（秘密情報を知得後退職した者を含む）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

３．甲および乙は、開示者から開示された秘密情報を知得後に退職した自己の役員または使用人の本契約条項に違反する行為について、開示者に対して一切の責を負うものとする。

第６条（第三被開示者）

１．甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾に基づき、第三者に秘密情報を開示したときは（以下当該第三者を「第三被開示者」という）、当該第三被開示者に対し、本契約に基づき自己が負うのと同等の責任ないし義務を課さなければならない。

２．前項の規定に拘わらず、第三被開示者に秘密情報を開示した当事者は、当該第三被開示者の本契約条項に違反する行為について、相手方に対して一切の責を負うものとする。

第７条（第三者の秘密情報）

１．甲および乙は、相手方に開示または提供しようとする秘密情報のなかに、第三者の事前または事後の承諾を必要とする秘密情報（以下「第三者の秘密情報」という。）が含まれている場合は、開示者は開示の趣旨および被開示者等の事項を明示したうえ、当該第三者から必要な承諾を得るものとする。

２．甲および乙は、相手方に対し開示した秘密情報については、そのなかに第三者の秘密情報が含まれている場合にあっても、本契約に基づき被開示者に関示する正当な権限を有していることを保証するものとする。

３．甲および乙は、相手方から第三者の秘密情報を開示または提供されたときは、被開示者は、開示者が当該第三者に対して負うのと同等の責任ないし義務を、開示者および当該第三者の両者に対して負わなければならない。

第８条（開示義務の不存在）

甲および乙は、本契約の締結により、自己が保有する情報の一部または全部を相手方に対し開示する義務を負うものではないことを確認する。

第９条（管理責任）

甲および乙は、相手方から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体、有形または無形物およびそれらの複写または複製物等（以下「秘密情報資料等」という）につき、作為もしくは不作為により、秘密が不当に開示または漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

第10条（輸出管理）

甲および乙は、相手方から開示された秘密情報の全部または一部を、単独でまたは他の技術情報と組み合わせ、もしくは他の技術情報の一部として、直接または間接に次の各号の一に該当する取扱いをする場合は、本契約中はもとより本契約終了後といえども、日本国の輸出関連法規に従い、必要な手続きを取るものとする。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要なる場合も同様とする。

⑴　輸出するとき

⑵　海外へ持ち出すとき

⑶　非居住者へ提供するとき

第1１条（禁止事項）

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、次の各号に定める行為をしてはならない。

⑴　相手方から開示された秘密情報を、本契約第1条に定める目的以外の他の目的に使用すること

⑵　相手方から開示された秘密情報を複写または複製すること

⑶　相手方から開示された秘密情報の一部または全部を含む一切の秘密情報資料等を、第三者に使用許諾し、または譲渡もしくは貸与すること

第12条（返還義務）

甲および乙は、本契約中はもとより本契約終了後といえども、相手方から要請があったときは、開示された秘密情報の一部または全部を含む秘密情報資料等を、相手方の指示に従い返還、廃棄または消去するものとし、廃棄または消去したときはその旨を書面により相手方に通知するものとする。

第13条（契約解除）

甲および乙は、相手方が本契約の条項の一に違反した場合は、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

第14条（損害賠償）

甲および乙は、本契約の各条項に違反したときは、前条に定める本契約の解除の有無に拘らず、相手方が被った損害を賠償する責を負うものとする。

第15条（有効期間）

１．本契約の有効期間は、●●年●月●日から●●年●月●日までとする。但し、有効期間満了の●ヶ月前までに各当事者のいずれからも書面による解約の申し出がないときは、本契約は有効期間の満了日の翌日から更に●年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

２．本契約の終了後といえども、第3条、第5条、第6条第2項、第9条、第11条、第12条、第14条、本条本項および第16条の規定については、本契約終了から３年間有効に存続するものとし、第7条第3項の規定については、同条同項の趣旨に違背しない期間有効に存続するものとする。

第16条（合意管轄）

本契約又は個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本社所在地の地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（規定外事項の協議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、本契約締結の趣旨に則り、相互に誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

　本契約書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各１通を保有する。

年　月 　日

甲：

乙：